

## 令和6年嵐山町農業委員会 第2回総会議事録

### 1. 開会日時

令和6年2月26日（月）午前10時30分～午前11時15分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 204・205会議室

### 3. 出席委員（出席者7名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子  
第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子

### 4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第1号 農業用施設（2a未満）の届出について

日程第 5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 9 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第10 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第11 議案第9号 嵐山町農用地利用集積計画について

## 5. 農業委員会事務局職員及び農政課職員

- ・農業委員会事務局

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

- ・農政課

農政副課長 飯塚 毅

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第2回総会は成  
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第2回総会に提出されました議案について、報告します。報告第1号 農業用施設の届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について1件、議案第4号・第5号・第6号・第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について4件、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第9号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、合計8件です。

議長 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 報告第1号 農業用施設の届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農業用施設の届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番の一部、地目：畑、面積：287㎡の内193㎡です。

事務局 届出者は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地氏名A氏です

事務局 農業用施設の概要は、農業用物置の設置です。

事務局 令和6年2月9日付で受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△△、地目：畑、面積：286㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△△  
氏名 B 氏です。

事務局 譲渡人は、東京都〇〇区〇〇〇△丁目△△番△△号  
〇〇〇〇〇〇〇△△△号 氏名 C 氏です。

事務局 転用目的は、駐車場及び資材置場です。

事務局 令和 6 年 2 月 1 3 日、嵐山町農業委員会事務局長専  
決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましては、  
報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条  
第 1 項の規定による許可申請についての件を議題と  
します。本案について、事務局から説明をお願いしま  
す。

事務局 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番外△筆、地目：畑、総面積：2,935㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△〇〇〇〇〇〇〇〇 一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇代表理事 氏名D氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地氏名E氏です。

事務局 転用目的は、まつり会場への一時転用です。

事務局 申請者は現在、ラベンダー4.7ha、シャーレーポピー約1.8haが整備できており、令和6年度においてもラベンダーの開花期である6月7日～6月23日までの17日間を「らんざんラベンダーまつり」と



事務局

してイベントを開催する予定です。そのためには、嵐山町ならではの農作物をはじめとする特産品等の物販やラベンダーを使った体験教室など、来場者の満足感を高めるためにも、ラベンダー園内の一角にまつり会場を設けることが最も望ましいと考えており、駐車場に一番近くであり、周辺農地への影響がない当該申請地をまつり会場地に選定したとのことです。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局

工事計画：令和6年5月1日から令和6年7月31日までです。

事務局

農地区分：申請地は、農用地区域内農地ですが、当事業は一時的な土地の利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと思われるため、農用地区域内農地の転用の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、自己資金での工事であるため、問題ないと思われます。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無：申請地は、農地中間管理権を設定されている農地ではありますが、関係権利者からの同意書が添付されているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：工事工程表も添付されており、まつりの開催時期も限られているため、遅滞なく行われると思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支

事務局 障はないと思われます。

事務局 一時転用である場合には、その妥当性：会場の安全性を確保するための入口の設置及び物販等の会場を設置するものであるため、やむを得ないと考えます。

事務局 尚、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、農地以外の土地利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しませぬ。以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、  
現地調査をしておりますので、その報告を第4班  
金井委員、お願いします。

金井委員 議案第4号について、調査報告をいたします。2月  
19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりま  
した。〇〇〇〇〇〇〇〇にある農地であり、まつり会場  
への一時転用です。周辺農地に影響はなく、許可妥当  
と判断いたします。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定  
による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま  
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。

議長 お諮りいたします。

議案第5号及び第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については関連がありますので、一括上程したいと思います。

議長 これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号及び第6号を一括上程することといたします。

議長 議案第5号及び第6号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第5号及び第6号について、説明させていただきます。

事務局 今回の案件につきましては、議案第5号で、農地の所有権移転を行うための審議をしていただきます。

事務局 また、議案第5号については許可後、擁壁の建造工事が行われる予定であり、隣接農地を仮設の資材置場とするため、一時転用許可が必要になりますので、そちらについて、議案第6号で審議させていただきます。

事務局 それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目：畑、面積：34㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△  
氏名 F 氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△  
氏名 G 氏です。

事務局 転用目的は、敷地拡張です。

事務局 当申請については、既存擁壁が度重なる地震により  
傾き、地面にもひびが出ている状況で、既存擁壁を撤  
去して同じ場所に建造するには車庫や物置があり、技  
術的に難しく、隣地の土地の一部に建造するほかに打  
つ手はないとのこと。地震や台風のたびに気が気  
でなく、間知ブロックを建造することにより、安心し  
た生活ができると思い、申請に至ったとのこと。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準  
に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年4月1日から令和6年7月31日  
日までです。

事務局 農地区分：申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ではありますが、既存敷地の面積2分の1以内の敷地拡張であり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、自己資金での工事であるため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを



事務局 得ないと考えます。

事務局 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性：安全のための必要な造成工事となるため、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用の見込み、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

議長 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番  
△、地目：畑、面積：4 1 7 m<sup>2</sup>です。

事務局 譲受人は、埼玉県熊谷市大字〇〇△△△△番地  
〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 氏名H氏で  
す。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△  
氏名I氏です。

事務局 転用目的は、資材置場への一時転用です。

事務局 申請理由については、議案第5号と同様のため、割  
愛させていただきます。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準  
に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年4月1日から令和6年7月31日  
日までです。

事務局 農地区分：申請地は、農用地区域内農地ですが、当事業は一時的な土地の利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと思われるため、農用地区域内農地の転用の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、自己資金での工事であるため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支  
障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支  
障はないと思われます。

事務局 一時転用である場合にはその妥当性：擁壁の建造工  
事を安全に行うために設置するものであるため、やむ  
を得ないと判断します。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の  
有無、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、  
農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目  
的とする場合にはその妥当性、法令により義務付けら  
れている行政庁との協議の進捗状況については全て  
該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第5号及び第6号につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

青木委員 議案第5号の転用される農地については、どこの敷地拡張に使われるのでしょうか。また、転用後の地目は何になるのでしょうか。

事務局 別紙、議案第5号の土地利用計画図をご覧ください。申請地の南側に隣接している宅地部分の敷地拡張となります。また、転用後の地目については、宅地になるかと思われま。

青木委員 承知いたしました。ありがとうございます。

議長 他に質疑はありますか。

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班 金井委員、お願いします。

金井委員

議案第5号及び第6号について、調査報告をいたします。2月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。有限会社〇〇〇〇の□側にある農地であり、擁壁の建造及び資材置場への一時転用です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きますして、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きますして、日程第 9 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。

議長 お諮りいたします。

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許

議長 可申請について、議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可については関連がありますので、一括上程したいと思います。

議長 これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって議案第 7 号及び第 8 号を一括上程することといたします。

議長 議案第 7 号及び第 8 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 7 号及び第 8 号について、説明させていただきます。

事務局 今回の案件につきましては、議案第 7 号で、農地の所有権移転を行うための審議をしていただきます。



事務局           また、議案第7号については許可後、自己用住宅へ  
転用予定ですが、隣接する農地の一部を借り入れ、家  
庭菜園程度の規模から農業を始めていきたいとのこ  
とですので、農地の貸借について、議案第8号で審議  
していただきます。

事務局           それでは、議案第7号 農地法第5条第1項の規定  
による許可申請について、説明いたします。

事務局           申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇△△△  
△番△、地目：畑、面積：499㎡です。

事務局           譲受人は、比企郡嵐山町〇〇〇〇△丁目△番地△  
△棟 氏名J氏・氏名K氏です。

事務局           譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△  
氏名L氏です。

事務局           転用目的は、自己用住宅です。

事務局 申請者は現在、家族4人で借家住まいをしておりますが、子どもが生長するにつれ、家財道具が増えたことから、手狭になってきたとのことです。先のことを考え、実家が近く、両親の介護や子どもの面倒を見ていただける良い場所であるため、いくつかの候補地から当該農地を選定し、申請に至ったとのことです。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年4月1日から令和6年8月27日までです。

事務局 農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計

事務局 画書や融資事前承認の回答書が添付されているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：まちづくり整備課に開発許可申請を同時申請されております。許可見込みとのことですので、問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

事務局 続きまして、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：257㎡の内80㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町〇〇〇〇△丁目△番地△〇棟 氏名M氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名N氏です。

事務局

申請理由は、農地の貸借です。

事務局

当申請は、土地の一部について使用貸借権を10年間設定し、耕作するという内容ですが、この10年間で、徐々に規模の拡大をしていき、最終的には土地全体の所有権を取得したいということです。

事務局

それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局

全部効率利用要件：新規で農業を始める方ですので、現在耕作している農地はありませんが、許可後、借り入れる農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われまます。

事務局

農業常時従事要件：新規で農業を始める方ですので、現在は農業に従事していませんが、営農計画書のとおり、許可後は年間50日程度、農業に従事する

事務局 と思われまますので、問題ないと思われまます。

事務局 地域との調和要件：申請地周辺は小集団の生産性の低い農地であり、地域の農作業の効率化に支障はないと思われまます。また、農薬を使用し、作付けする意向ですが、周辺地域に有機農法の農家はいないと思われまますので、地域の農業に支障はないと思われまます。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われまます。以上です。

議長 ありがとうございます。  
議案第7号・第8号につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

内田委員 この申請地は以前、太陽光発電設備への転用計画があったと思われまますが、それは無しになったということでしょうか。

事務局 はい。日当たりが悪いため、事業者より取り下げの依頼がございました。月日が経ち、自己用住宅への転用計画となり、申請が出てきた次第です。

内田委員 承知いたしました。ありがとうございました。

青木委員 案内図が旗竿状の形となっており、現地も既存のスロープがありましたが、その入口を示しているのでしょうか。また、その入口からが進入するのであれば、幅員が狭いように感じましたが、どのような計画でしょうか。

事務局 別紙、議案第7号の土地利用計画図をご覧ください。既存スロープの西側に新設のスロープを設置し、住宅敷地へ進入するような計画となっております。スロープの有効幅員も3m弱ありますので、問題ないと思われます。

青木委員 承知いたしました。ありがとうございました。

議長 他に質疑はありますか。

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班 青木委員、お願いします。

青木委員 議案第7号及び第8号について、調査報告をいたします。2月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の入口付近にある農地です。自己用住宅へ転用し、隣接農地の一部で農業をする予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。



議長 挙手 全員

議長 よって、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、日程第 11 議案第 9 号 嵐山町農用地利用集積計画についての件を議題とし、審議します。  
本案について、農政副課長から説明をお願いします。

農政課 議案第 9 号 嵐山町農用地利用集積計画について、説明いたします。

農政課 新規設定は、田 43 筆 73,520 m<sup>2</sup>、畑 12 筆 19,386 m<sup>2</sup>、計 55 筆 92,906 m<sup>2</sup>です。

農政課 更新再設定は、田 2 筆 2,884 m<sup>2</sup>、畑 0 筆、計 2 筆 2,884 m<sup>2</sup>です。

農政課 合計 57 筆 95,790 m<sup>2</sup>、うち田 45 筆 76,404 m<sup>2</sup>、畑 12 筆 19,386 m<sup>2</sup>です。

農政課 (新規 55 筆・更新 2 筆の説明をする)  
以上です。

議長                    ありがとうございます。ただいまの農政副課長の説明につきまして、質疑を行います。

議長                    どうぞ  
(質疑なし)

議長                    質疑を打ち切ります。これより、議案第9号 嵐山町農用地利用集積計画について採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長                    挙手 全員

議長                    よって、議案第9号 嵐山町農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長                    これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和6年嵐山町農業委員会第2  
回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 瀬山 和令

---

委員 杉田 健一

---

委員 青木 美恵子

---

委員 金井 敏隆

---